衆議院政治改革に関する特別委員会ニュース

【第 213 回国会】令和６年６月３日（月）、第７回の委員会が開かれました。

１　①政治資金規正法の一部を改正する法律案（鈴木馨祐君外５名提出、衆法第 13 号）
②政治資金規正法等の一部を改正する法律案（落合貴之君外 10 名提出、衆法第 14 号）
③政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（落合貴之君外４名提出、第 208 回国会衆法第 48 号）
④政治資金パーティーの開催の禁止に関する法律案（落合貴之君外７名提出、衆法第 15 号）
⑤政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（青柳仁士君外１名提出、衆法第 16 号）
・鈴木馨祐君外４名（自民）提出の①に対する修正案について、提出者鈴木馨祐君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
・各案及び修正案について、提出者小倉將信君（自民）、鈴木馨祐君（自民）、本田太郎君（自民）、本庄知史君（立憲）、青柳仁士君（維教）及び中司宏君（維教）並びに修正案提出者小倉將信君（自民）、鈴木馨祐君（自民）及び本田太郎君（自民）並びに政府参考人に対し質疑を行いました。
・委員外議員（大石あきこ君（れ新））の発言について協議決定しました。
（質疑者）牧原秀樹君（自民）、中野洋昌君（公明）、山岸一生君（立憲）、青柳仁士君（維教）、塩川鉄也君（共産）、鈴木義弘君（国民）、福島伸享君（有志）、大石あきこ君（れ新）

（質疑者及び主な質疑事項）

牧原秀樹君（自民）

（１）　政治資金パーティーの対価の支払者の氏名等の公開基準
ア　自民案（衆法第 13 号）に対する修正案において、公開基準を原案の 10 万円超から５万円超に引き下げた趣旨
イ　維教案（衆法第 16 号）において、公開基準を５万円超とした趣旨
（２）　自民案（衆法第 13 号）に対する修正案において、第三者機関に関して修正案提出者及び維教案（衆法第 16 号）提出者が有するイメージ
（３）　政策活動費に係る領収書の公開範囲についての修正案提出者の所見
（４）　自民案（衆法第 13 号）に対する修正案における政党交付金の交付停止等の制度の内容
（５）　いわゆる連座制に関し、議員本人が確認書を交付するという自民案（衆法第 13 号）に維教が賛成するかの確認
（６）　自民案（衆法第 13 号）に対する修正案において、附則に規定された事項の検討を行う期間及び３年見直し規定との関係についての考え方
（７）　立憲民主党が今後も政治資金パーティーを開催せず、企業・団体献金を受け取らず、政策活動費も支出しないことの確認

中野洋昌君（公明）

（１）　政治資金に関する第三者機関についての検討を進めて当該機関を早期に設置すべきとの考えに対する自民案（衆法第 13 号）提出者の所見
（２）　政策活動費
ア　維教案（衆法第 16 号）において「特定支出報告書」等が提出後 10 年間非公表とされている理由
イ　日本維新の会が公開した 2023 年の政策活動費において飲食代が多くを占めるとみられる中、飲食代を明らかにできない理由
ウ　日本維新の会の 2021 年以前の政策活動費に係る領収書等の有無及び使途の説明の可否
（３）　企業・団体献金

ア　立憲民主党が企業・団体献金を禁止する法律案（立憲案（第 208 回国会衆法第 48 号））を提出しているにもかかわらず、党として企業・団体献金の取扱いを決めていないことについての立憲・国民・有志案（衆法第 14 号）提出者（立憲民主党）の所見

イ　企業・団体献金を禁止しても、それが会社役員の個人献金に迂回した場合、透明性の点で問題であるとの指摘に対する維教案（衆法第 16 号）提出者の所見

山岸一生君（立憲）

（1）　自民案（衆法第 13 号）に対する修正案における政策活動費の扱い

ア　維教案（衆法第 16 号）に設けられている「特定支出」の総額の上限が修正案において反映されているか否かについての維教案（衆法第 16 号）提出者の所見

イ　政策活動費の支出に係る上限金額に関する自由民主党としての目安の有無

ウ　政党が幹部等に支出した政策活動費の最終的な支出先が使用状況の公開の対象に含まれることの確認

エ　収支報告書公表の 10 年後に政策活動費の支出の状況を公開する際に、領収書に記載されている支出先等にマスキングを行う可能性

オ　政策活動費の支出の状況を非公開とする期間を 10 年間とした理由

カ　政策活動費の支出の状況を非公開とする期間を設けるに当たっての政治資金規正法に定める罰則の公訴時効を考慮した事実の有無

キ　政策活動費の支出の状況の公開に関する制度について、検討した結果によっては、何ら措置が講じられない可能性

（2）　自民党案（衆法第 13 号）において、国会議員関係政治団体の代表者が確認書の交付に当たって行う確認が外形的なものであるか否かについての確認

青柳仁士君（維教）

自民案（衆法第 13 号）及び同案に対する修正案における政策活動費

ア　１件当たり 50 万円以下であれば今までどおり政党から個人への渡切りの方法による経費支出とすることが可能であることの確認

イ　領収書等の公開の前提としてその保存及び提出が義務付けられているとの理解についての確認

ウ　政策活動費を定義するに当たり「政治活動のためにした」との文言を付した理由

エ　自由民主党が日本維新の会との合意（５月 31 日）を履行することの確認

塩川鉄也君（共産）

自民案（衆法第 13 号）及び同案に対する修正案

ア　収支報告書の要旨

a　収支報告書の要旨の作成・公表義務を削除することは、政治資金の透明性の後退ではないかとの指摘に対する見解

b　収支報告書の要旨の作成・公表義務の削除を止めるべきであるという指摘に対する見解

イ　収支報告書における個人寄附者等の住所記載

a　本改正案によって改正された場合も総務省等においては個人寄附者等の住所の記載が限定されていない収支報告書そのものが閲覧に供されることの確認

b　本改正案によって改正された場合も情報公開請求により個人寄附者等の住所の記載が限定されていない収支報告書そのものが開示されることの確認

ウ　政策活動費

a　政治資金規正法における規定及び根拠
b　自民党案における収支報告書への記載方法
c　政策活動費の収支報告書への記載には支出項目が記載され支出目的は記載されないことの確認
d　年間支出額の上限
e　政党によりｄが異なることがあり得るかの確認
f　10 年後に公開される「支出の状況」とは何かの確認
g　政策活動費の使用状況がどのように公開されるのかの確認
h　政策活動費の使用状況の公開について、領収書や明細書がない場合もあり得るのかの確認
i　政策活動費の公開時期までの間は情報公開請求が却下されるのかの確認

鈴木義弘君（国民）

自民案（衆法第 13 号）及び同案に対する修正案
ア　政党本部から個人に政策活動費として 50 万円するのと別に、政党本部から政党支部に 50 万円支出し、当該政党支部から当該個人に 50 万円支出することは許されるかの確認
イ　政党本部から複数の政党支部に 50 万円ずつ支出し、これらの複数の政党支部から一の公職の候補者に支出することが可能であるかの確認
ウ　施行後３年の見直し規定の実効性の確認
エ　本改正案によって、収支報告書に「不明」と記載されることが無くなるかの確認
オ　第三者機関が設立された場合における登録政治資金監査人による監査の役割
カ　故意、過失及び重大な過失
a　故意、過失及び重大な過失の違いに関する一般的な理解
b　政治資金規正法違反での立件の判断基準を不記載額 4,000 万円以上とした理由についての法務省への確認
c　本改正案によって改正された場合における収支報告書の不記載額が 4,000 万円以下である事案の扱い

福島伸享君（有志）

（1）　自民案（衆法第 13 号）及び同案に対する修正案
ア　企業・団体献金の規制に全く手を付けない改正案であることの是非についての所感
イ　政策活動費
a　支出先を明らかにできない理由
b　飲食費の支出先を明らかにできない理由
c　党勢拡大費のうち公開できない支出として想定される例
d　政策活動費という公開しない支出が必要なのであれば、限定してポジティブリストにするべきだという考えに対する見解
e　修正案における現行法第 21 条の２第２項の取扱いについての確認
ウ　改正案附則において「早期に検討が加えられ、結論を得るものとする」とされている条文と「検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」とされている条文の違い
エ　ウの書き分けをした理由
オ　「早期に検討が加えられ、結論を得るものとする」という条文の法的効果として、検討を加えた結果何もしないということもあり得るという指摘に対する見解
カ　国会議員関係政治団体の代表者の確認義務が形式のみならず不記載等がないことの確認などを含むことを規定する条文の確認
キ　登録政治資金監査人についてはカの条文と同様に規定されていることから、登録政治資金監査人

も実質的監査ができると解釈できるのではないかという指摘に対する見解

ク　改正案附則第 15 条で規定する第三者機関の設置理由について、政治資金の透明性の確保に加えて政治資金の公平性の確保も規定する必要があるのではないかとの指摘に対する見解

（２）　維教案（衆法第 16 号）

ア　政策活動費の多くを占める飲食費の支出先について明らかにできない理由

イ　飲食費の支出先について明らかにできる場合とできない場合がある理由

大石あきこ君（れ新）

質疑を行う委員外議員が委員会の開会時間までに修正案を入手できなかった中で行われる審査の有効性及び審査のやり直しの必要性